

●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年9月3日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
中央病院	令和元年7月19日
白鳥病院	〃
丸亀病院	令和元年7月23日
県立病院課	令和元年7月25日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 時間外診療における医療費預り金について、預り金整理簿に払出しの記帳をしていないものがあつたので、正確に記帳するとともに、日々現金有高と預り金整理簿の残高を突合する必要がある。また、時間外診療における医療費預り金管理要領に規定する期限を越えて現金を保管していた。(白鳥病院)

(イ) 現金を収納した日に銀行に預け入れない場合は、収納伝票により「現金」を計上するよう各病院を指導する必要がある。(県立病院課)

イ 支出について

(ア) 高速道路利用に係る通勤手当について、支給の対象外とすべき利用に対し手当を支給していた。(中央病院)

(イ) 超過勤務手当について、支給額に誤りがあつた。(中央病院)

(ウ) 自家用車での出張において、おおむね通勤経路を通行していないにもかかわらず、通勤調整をしていた。(中央病院)

(エ) 前年度指導していたにもかかわらず、嘱託職員の報酬について、欠勤時の額の算定に誤りがあつた。(中央病院)

(オ) 嘱託職員の報酬加算について、支給対象日数を誤り、過大に支給しているものがあつた。(中央病院)

(カ) 前年度指導していたにもかかわらず、自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。(白鳥病院)

(キ) 嘱託職員の報酬について、減額して支給した金額に誤りがあったので、返納させる必要がある。(白鳥病院)

(3) 検討指示事項

該当事項なし